

一般財団法人日本水路協会（海洋情報研究センター）における研究活動及び公的研究費の取り扱いに係る不正行為の防止対策に関する基本方針

2016年10月1日
一般財団法人日本水路協会
会長 縄野 克彦

一般財団法人日本水路協会においては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月文部科学大臣決定（平成26年2月改正）」の趣旨を踏まえ、海洋情報研究センターにおける研究活動に係る不正行為及び公的研究費の取り扱いに係る不正行為の防止対策に関する基本方針を以下の通り定め、研究の信頼性と公正性および自由な研究活動の遂行を確保することに努めています。

1. 不正防止に当たり、責任体系を明確にする。
2. 不正防止に当たり、公的研究費の取り扱いに関するルールならびに職務権限を明確にする。
3. 不正防止に当たり、公的研究費の運営及び管理に関わる職員の意識向上を図るため、コンプライアンス教育を実施する。
4. 不正防止に当たり、告発等の取り扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備および運用を明確にする。
5. 不正防止に当たり、不正を発生させる要因を把握し、不正防止計画を策定・実施する。
6. 不正防止対策の実態を把握し、検証する体制を整備する。
7. 不正行為が認められた場合、当該者に厳正な処分を行うとともに、再発防止へ向けた対策を講じる。